



2010～2011年度

# 中津平成週報

Rotary Club Of Nakatsu Heisei



2010～2011年度  
国際ロータリー・テーマ

地域を育み、  
大陸をつなぐ

国際ロータリー会長  
レイ・クリンギンスミス

国際ロータリー2720地区 **中津平成ロータリークラブ**

会長 青木 秀暢 幹事 土居 孝信 会報担当 二反田新一 永松 浩 クラブ広報委員長 梶屋 武

例会日/毎週木曜日 12:30

例会場/グランプラザ中津ホテル TEL 0979-24-7111

事務局/〒871-0055 中津市殿町1383の1 中津商工会館2F

TEL 0979-22-9716 FAX 0979-22-9722

e-mail office@n-heisei.org

<http://www.n-heisei.org/>

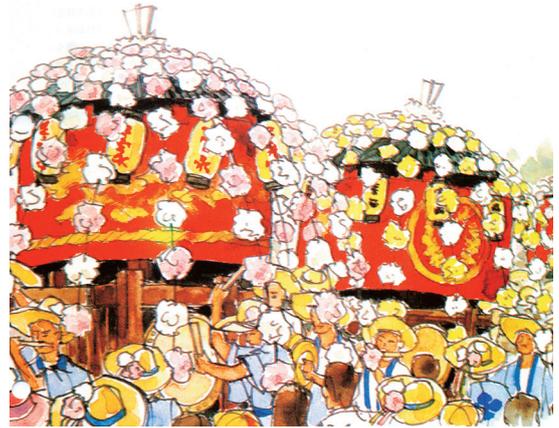
## 第1017回例会 平成23年3月17日(木)

●本日の例会プログラム 会員卓話 地区大会報告 会長・幹事

◎次回例会プログラム 会員卓話 地区大会報告

地区管理運営大委員会 委員長

辛嶋 崇会員



### 前回(1016回例会)の記録

平成23年3月10日(木)

#### ■ゲスト

濱田税理士

#### ■ビジター

なし

#### ■出席報告

会員数 26名  
免除者数 1名  
対象者数 25名  
本日出席者 15名  
欠席者数 10名  
出席率 60.00%

#### ■前々回出席報告の修正

前々回欠席者 7名

メイクアップ 1名

欠席者 6名

修正出席率 72.00% → **76.00%**

#### ●メイクアップ

熊谷(大分東)

#### ●欠席者

江淵、小野、松本、矢頭、長野(定)、永松(浩)

### ◎ロータリーソング 我等の生業

### ◎会長の時間 会長 青木秀暢

いよいよ今週末の3月12日と13日に地区大会が開催されます。

わがクラブからも総勢15名で出席したいと思っています。また帰った後に報告をしたいと思います。

最近世界の情勢はものすごい混雑ぶりで、リビアでは政権交代が起こりそうだし、ニュージーランドではまれに見る規模の地震が起こるし、またその近くであるオーストラリアでも、ものすごい洪水被害が起きるは日本でも宮崎県の口蹄疫問題に引き続き新燃岳の噴火等、いろんな事が一度に起きているような気がします。

また日本の政治は民主党が政権与党になってから言葉だけが綺麗で、実行力がまったく見えないような気がします。

現政権与党は高学歴といいますが、私には「活用なき学問は無学に等し」のような気がします。



### ◎幹事報告 大和次期幹事

●例会変更 宇佐RC、杵築RC

●週報受理 本渡RC、天草中央RC、宇佐RC

●報告事項

・ロータリアン誌(英文)届く

・第28回青少年指導者育成研修会開催のご案内

・ガバナー月信3月号届く

・湯布院RC創立20周年式典ご案内

・花見例会出欠

・3クラブ合同コンペ締め切り

・地区大会の宿泊費について(当日土居幹事に支払い)

・本日臨時理事役員会開催

●理事・役員会報告

・4月のプログラム案、花見例会の予算案および地区大会交通費が了承された。

●次年度初回理事・役員会報告

・次期役員、委員長の選任が了承された。





2010～2011年度

# 中津平成週報

Rotary Club Of Nakatsu Heisei

2010～2011年度  
国際ロータリー・テーマ地域を育み、  
大陸をつなぐ

・三火会の会則変更が了承された。現在、三火会の当番は、会長、幹事、親睦委員長の各夫人が担当する事が三火会の会則で決められているが、これを三火会の中でお世話出来る方をお願いする。

## ◎例会の食事メニュー カツカレーランチ



## ◎委員会報告

### ・親睦担当 若松クラブ管理運営委員長

4月7日(木)の例会は汐湯で花見例会になっています。時間は18:30～です。本日出欠を取ります。奥様方には素敵なプレゼントを用意しています。また、当日は入浴無料です。

## ◎その他報告事項

### ・二反田次期会長

3月18日18:30～割烹嘉乃にて、次期理事役員会を開催します。

## ◎ニコニコボックス 担当：会員増強退会防止委員会

### ○永松(浩) 会員

娘が高校受験を終えました。

### ○大和会員

本日の卓話者：濱田さんは、私の事業所の顧問税理士です。本日は卓話よろしく願いいたします。

### ○永松(達) 会員

私も濱田さんには、お世話になっています。特に夜、飲む場所でよくお会いします(笑)。今日はよろしく願いします。

## ◎ゲスト卓話

「平成23年度税制改正(案)のポイント」

濱田税理士



本日はお招きを頂きまして、ありがとうございます。

私は、市内殿町に事務所を構えていますが、住所は豊前市になります。10年前まで豊前RCに在籍していました。久しぶりにロータリーの例会に出席して懐かしい思いです。

今回は、平成23年度税制改正(案)のポイントから、個人所得、資産、法人、消費の各課税に絞ってご説明します。

## 【個人所得課税】

- ・給与所得控除について、格差是正、所得再分配機能の回復の観点から、見直しを行います。
- ・特定支出控除について、給与所得者の実額控除の機会を拡大する観点から、適用範囲の拡大等を行います。

- ・勤続年数5年以内の法人役員等の退職金について、2分の1課税を廃止します。
- ・成年扶養控除について、成年者は基本的に独立して生計を立てるべき存在であること等を踏まえ、控除を縮減します。
- ・上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率について、景気回復に万全を期すため、これを2年延長し、平成26年1月から20%の本則税率とします。

## 【資産課税】

- ・相続税については、格差固定の防止、再分配機能・財源調達機能の回復等の観点から、基礎控除を引き下げるとともに、高額な遺産取得者を中心に負担を求める観点から、最高税率を引き上げるなどの見直しを行います。
- ・贈与税については、高齢者の保有資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大や経済活性化を図る観点から、直系卑属(20歳以上)への贈与に係る贈与税の税率構造を緩和するとともに、受贈者に孫を加えるなど、相続時精算課税制度の見直しを行います。

## 【法人課税】

- ・我が国企業の国際競争力の向上や我が国の立地環境の改善等を図り、国内の投資拡大や雇用創出を促進するため、国税と地方税を合わせた法人実効税率を5%引き下げます〔40.69%⇒35.64%〕。このため、法人税率を30%から25.5%へ4.5%引き下げます。
- ・中小法人に対する軽減税率を18%から15%へ3%引き下げます。
- ・法人実効税率の引下げと併せ、財源確保のための課税ベースの拡大として、特別償却や準備金制度等の租税特別措置の廃止・縮減のほか、減価償却速度の見直しや大法人に係る欠損金の繰越控除の一部制限等を行います。
- ・雇用や投資を促進するため、雇用を一定以上増加させた企業に対する税額控除制度(雇用促進税制)、先進的な低炭素・省エネ設備を取得した場合の特別償却・税額控除制度、国際的に競争優位性を持ち得る大都市を対象とする国際戦略総合特別区域内における特別償却・税額控除及び所得控除制度、グローバル企業のアジア地域統括拠点や研究開発拠点を呼び込むための所得控除制度を創設します。

## 【消費課税】

- ・消費税の課税の適正化の観点から、免税事業者の要件、仕入税額控除におけるいわゆる「95%ルール」を見直します。
- ・地球温暖化の原因となる温室効果ガスの約9割を占めるエネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出を抑制する観点から、「地球温暖化対策のための税」を導入します。